

- 1 火災や地震発生時において、安全迅速に避難する態度を養う。
- 2 火急の場合にも、落ち着いて秩序ある集団行動ができるようにする。
- 3 火災や地震の恐ろしさを知るとともに、防火や避難方法についての理解を深める。
- 4 教職員は防災管理の徹底を図るとともに、火災や地震などの発生時における児童の安全避難をはかり、施設・設備及び重要書類などの被害を最小限にとどめるようにする。

学習中の避難（火災発生）

- 1 火災報知器等により、火元確認
- 2 避難命令の伝達（口頭伝達、校内放送）・消防署への通報
- 3 避難場への誘導
 - ①伝達があった場合、ただちに授業を中止し、担任はすみやかに行動を指示する。
 - ②廊下の外側に出入口を避けて整列させる。
 - ③何も持たずに、上履きのままで舎外へ誘導する。
※決められた経路を「おさない」「はしらない」「しゃべらない」を基本に速やかな行動をとるようにする。
- 4 避難経路（避難場所は運動場）

各教室より、1階南玄関・北玄関より運動場へ避難する。
体育館使用中の学年は、東側出口より避難する。
廊下、階段、トイレ、図書室、保健室等にいる児童は、最寄りの教室か運動場に避難する。
※校舎外へ出たら、避難場までは駆け足で行動する。
- 5 担任外職員の任務
 - ・校長・・・消防署への通報後、全児童避難の確認をする。
 - ・教頭その他・・・消火活動にあたる。校舎内にいる児童に対する避難誘導。
 - ・養護教諭・・・保健室の児童に指示するとともに、救急用品を持参して避難所へ急行する。
 - ・事務主任・・・緊急事態発生について校内放送を行ったあと、消火作業につく。
- 6 避難場所での留意点
 - ・到着したのちから学級別に整列し、静かに待機する。
 - ・整列後学級別に児童数の確認を行い、校長に報告する。
 - ・校長から全体への指示を行う。

休憩時間中の避難（火災発生）

- 1 校内放送・伝達によって避難命令をだす。
- 2 校舎外にいる児童は、各自運動場へ避難させる。
- 3 校舎内にいる児童は、各自運動場へ避難させることを基本とし、職員は校舎内に児童を一人も残さないよう迅速安全に誘導退避させる。
- 4 職員の配置
 - ・1年担任・・・北舎1階全教室、トイレ
 - ・2年担任・・・児童玄関、理科室、家庭科室
 - ・3年担任・・・北舎2階全教室、トイレ
 - ・4年担任・・・コンピュータ室、会議室
 - ・5年担任・・・北舎3階全教室、トイレ

- ・ 6年担任……音楽室、図書室
- ・ たちばな学級担任…ことば・まなび各教室
- ・ 養護教諭……保健室、南舎1階トイレ、
- ・ 事務主任……体育館
- ※校長……避難等の全指揮
- ※教頭その他……消火活動

5 その他「授業中の避難」に準じる。

地震の場合

- 1 本震がおさまるまで、児童を落ち着かせ、落下物や倒壊に注意しながら、安全な場所で待機させる。
 - ・ 「机の下に潜る」「戸や窓を開ける」などの指示により安全を確保する。
 - ・ トイレや保健室など教室以外にいる児童に留意する。
- 2 本震の揺れがおさまったら、負傷者の有無を確認し、安全な避難経路を確認したうえで避難・誘導及び搬出、人員確認等を行う。
 - ・ 廊下の外側に出入口を避けて整列させる。
 - ・ 何も持たずに、上履きのままで舎外へ誘導する。
 - ※決められた経路を「おさない」「はしらない」「しゃべらない」を基本に速やかな行動をとるようにする。
- 3 避難場所：運動場 避難経路（火災時に準じる）
- 4 避難場所での留意点
 - ・ 到着したのから学級別に整列し、静かに待機する。
 - ・ 整列後学級別に児童数の確認を行い、校長に報告する。
- 5 職員の具体的な対応
 - ・ 校長（教頭）は全児童の安否を確認後、教育委員会へ第一報を入れる。
 - ・ 警察、消防署、教育委員会等関係機関と連携しながら、状況把握に努める。
 - ・ 校舎等の被害状況を把握し、教育委員会へ報告する。
 - ・ 緊急下校、保護者への引き渡し等学校の対応を指示する。

津波の場合

- 1 本震がおさまるまで、児童を落ち着かせ、落下物や倒壊に注意しながら、安全な場所で待機させる。
 - ・ 「机の下に潜る」「戸や窓を開ける」などの指示により安全を確保する。
 - ・ トイレや保健室など教室以外にいる児童に留意する。
- 2 本震の揺れがおさまったら、負傷者の有無を確認し、安全な避難経路を確認したうえで避難・誘導及び搬出、人員確認等を行う。
- 3 避難場所及び避難場所での留意点
 - ・ 第1次避難場所：運動場に集合、人数確認をする。その後、情報・状況を判断し、津波避難場所を校長が決定し、速やかに避難を開始する。
 - ・ 先発隊を出し、地震被害で通行不可能な箇所をトランシーバーで確認しながら移動する。

- ・第2次避難場所：愛宕山

4 避難場所での留意点

- ・到着したものから学級別に集合し、学級別に児童数の確認を行い、校長に報告する。
- ・校長は、必要に応じてさらに高台に避難するか判断する。
- ・連絡メールで、児童の避難状況を保護者に発信する。大津波警報が解除されるまで、学校で児童を管理することを連絡する。

5 職員の具体的な対応

- ・校長（教頭）は全児童の安否を確認後、教育委員会に第一報を入れる。
保護者への引き渡し等学校の対応を指示する。
- ・警察，消防署，教育委員会等関係機関と連携しながら，状況把握に努める。
- ・人的、物的被害等を把握する。

危機管理マニュアル【不審者対応】	有田市立箕島小学校
-------------------------	-----------

1 基本方針・目的

箕島小学校危機管理マニュアル【不審者対応】（以下「危機管理マニュアル」という。）は、不審者等から児童の命を守ることを最優先とした学校の危機管理について、危機管理を具体的に実行するための必要事項や手順を示すことを目的とする。

また、全教職員の危機管理に対する意識を高めるとともに、保護者や地域の関係機関・団体との連携による地域ぐるみの取り組みを推進することにより、より効果的・総合的な学校危機管理体制の構築を目指すものとする。

2 校内危機管理体制

- ① 校内危機管理体制を構築するため、箕島小学校危機管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- ② 委員会は下表の職員によって構成する。

名 称	備 考
委員長	校 長
副委員長	教 頭
委員（安全教育担当）	安全教育主任
委員（生徒指導担当）	生徒指導主任
委員（教育課程担当）	教務主任

- ③ 委員会は、次の事項を行う。
 - ア 学校の危機管理の総合調整
 - イ 教職員の役割分担の決定及び連携体制の構築
 - ウ 「危機管理マニュアル」の策定及び検証・見直し
 - エ 教職員への研修計画の策定及び防犯訓練の計画・実施
 - オ その他必要な事項

3 日常における安全確保対策**(1) 来校者に対する対応**

- ① 来校者は全て、職員室に通す。
- ② 確認事項
 - ・氏名（身元を含む）
 - ・用件（誰に、どのような用件なのか等）
 - ・事前連絡の有無

※不審を感じた場合は、警察へ連絡する。

(2) 受付の担当

受付は、原則として職員室で主査が対応する。ただし、主査が不在の場合は、職員室の教職員が対応する。

(3) 校内巡視等体制

- ① 始業前

学校全体（校舎内外巡視）、児童の登校指導（玄関）

- ② 授業中・休み時間
学校全体、校庭の監視、校舎内巡回
- ④ 放課後
学校全体、一般児童の下校指導

(4) 防御用具の使用及び管理

「さすまた」は、緊急時に即使用できるように管理する。

(5) 登下校時における安全確保

登下校時の安全確保について、不審者を想定した安全指導、安全管理の徹底を図る。

- ① 定められた通学路による登下校の指導
- ② 通学路の点検、危険箇所の確認
- ③ 「きしゅう君の家」の周知
- ④ 下校時刻の徹底（一般下校・最終下校）

(6) 学校行事等、日常における安全確保が困難な場合の安全対策

保護者会、運動会、学校公開等の学校行事における受付体制、巡視体制など、以下の事項について、事前に決定する。

- ① 受付体制（担当、配置場所等）
- ② 来校者数の把握方法
- ③ 保護者への協力依頼

(7) 安全教育・防犯訓練の実施

児童に対する安全教育を徹底するとともに、不審者が侵入した場合を想定した防犯訓練を実施する。

- ① 安全教育の実施
命の尊さや、登下校時において不審者から自分で身を守る対処方法などについて指導を行う。
- ② 防犯訓練の実施
防犯訓練は計画的に実施する。また、不審者が校内に侵入したことを想定した防犯訓練を実施する。

4 緊急時の体制（役割分担）

(1) 緊急時の指揮命令及び役割分担は下表のとおりとする。

校長・教頭	陣頭指揮、警察への連絡、教育委員会への報告
生徒指導主任	保護者への連絡、PTA等への連絡
担任	避難誘導、安全確認、保護者への引渡し
養護教諭	応急処置、救急車への同乗、医療機関との連絡調整
事務職員等	電話対応等

(2) 二次対応

① 児童への指示

- ・安全な場所に集めて、対応や事後の注意点を話す。児童を落ち着かせる。

② 保護者への連絡

- ・学校メールにて
 - ア 簡潔に事情説明（不安感を煽らないように）
 - イ 集団下校の時刻を知らせる。必要に応じて引取りを依頼
- ・状況に応じて、プリント配布や説明会を開催する。

③ マスコミ対応

- ・校内への無断立入りを禁止する。
- ・取材は、「校長を通して」……窓口の一本化に留意する。
- ・【感想】【思い】【個人的な意見】は、むやみに話さない。

④ その後の対応

- ・不審な行動や写真を撮影するなどの行為を見つけた場合は、その行動や撮影を制止し、校長・教頭に報告する。
→警察との連携を含めて検討する。

(3) 児童の心のケアについて

① 平常時

- ・児童の心の健康への支援体制を確立しておく。学校、家庭、地域の役割を明確にする。

② 非常時の対処

- ・児童の言うことに十分耳を傾け、話し合いの時間をつくり、気持ちが前向きになるように支える。
- ・慌てず長い目で見守る。できるだけ言葉かけを行う。非常時のことを思い出させるようなことをさせたりしない。
- ・カウンセラーの派遣など関係機関との連携を取る。

5 地域との連携による安全確保対策

(1) 地域の関係機関・団体等との連携

学校の危機管理について、保護者、PTA、警察及び地域関係団体等との相互連携を図るため、次の事項について連絡調整及び必要な事項の協議を行う。

- ・学校危機管理体制（防犯設備・マニュアル・防犯訓練等）について
- ・地域の危険な場所及び施設、地域の安心・安全の取り組みについて

(2) 保護者との連携

- ① 学校通学区域内の危険箇所の確認と児童、保護者への周知
- ② リーフレット等の配布
- ③ 防犯訓練・防犯教室への保護者の参加

(3) 警察との連携

- ① 防犯訓練への協力要請
- ② 警察、ボランティア等との連絡会の定期的な実施
- ③ 地域巡回への協力要請

6 緊急時における安全確保対策

校長、教頭、教職員への情報伝達体制、児童等の避難誘導、警察等への連絡体制をあらかじめ定める。

ケース1 学校内で不審者を発見した場合

全体指揮・外部との対応	校長・教頭
保護者等への連絡	校長・教頭
避難誘導・安全確保	学級担任・授業担当者
不審者への対応	発見者・教頭他
応急手当・医療機関等	養護教諭・保健主事
電話対応・記録	事務職員他
安否確認	(全体掌握) 校長・教頭 (学級) 学級担任・授業担当者 (校内外巡視) 担任外教員他

7 配慮事項

不審者への対応

①不審者としての認識

- ・複数で対応する。
- ・不審者との距離を保ち、動きに十分注意して
「どちらさまですか。」「何かご用ですか。」等、ていねいに訪問要件等を聞く。
- ・相手の人権に配慮する。

②不審者への直接対応

- ・複数で行い、他の教職員は子どもの安全確保にあたる。
- ・直ちに退校するように促す。応じないときは、隔離し、警察を待つ。
- ・刃物等の危険物を所持し暴力行為に出たときは、職員室に備え付けのさすまたやその他身近なもの（ほうき・モップ・消火器・机・イスなど）何でも活用し、不審者を子どもに近づけないようにして警察の到着を待つ。
- ・放送等で不審者の侵入を知らせるとともに、子どもの安全を確保する。